

平成21年9月15日

2年次保護者 様

兵庫県立姫路東高等学校
校 長 福岡 憲助
2年次主任 荒神 重典

6 3 回生修学旅行 新型インフルエンザに対する本校の対応について

初秋の候、皆様方にはますますご健勝のことと存じます。日頃は本校の教育活動にご理解ご協力をいただきありがとうございます。

さて、この度の新型インフルエンザ発生について、10月6日～9日に予定しております修学旅行についての対応を決定致しました。以下、その対応についてお知らせ致します。

何とぞご理解をいただき、ご協力をよろしくお願い致します。

1 臨時休業について

クラス、年次、学校の臨時休業については、県教育委員会の基準に則り、学校長が、学校医や地域の健康福祉事務所（保健所）と相談のうえ、県教育委員会と協議し決定します。

休業の期間は原則7日間となっています。

2 修学旅行前に集団感染が発生した場合

臨時休業期間や生徒の体調管理、旅行への準備期間等を考慮し、以下のような場合、10月の修学旅行は中止します。

(1) 10月5日（月）に以下のいずれかの処置がとられる場合

（中止が確定した段階で、旅行者者に修学旅行の取り消しを行います。）

- ① 学校全体が休業
- ② 2年次全体が休業
- ③ 2年次の中の1クラスでも学級閉鎖がある

(2) 10月5日（月）に、6日（火）から(1)の①～③のいずれかの処置となる場合

これらの場合、後日、旅行期間、場所の変更も含めて、あらためて修学旅行を実施することを検討します。

3 旅行当日（10月6日）に感染が疑われる場合

当日朝に以下の(1)、(2)どちらかの症状があり、インフルエンザに感染していることが疑われる場合、旅行を欠席させていただくよう学校医の指示がありましたので、ご協力をお願いします。

- (1) 体調がすぐれず37.5度以上の発熱がある。
- (2) 体調がすぐれず37.1度以上の発熱があり、あわせて（i）下痢等の胃腸症状がある。または（ii）せきが出るなどの自覚症状がある。などが該当する。

このとき、必ず連絡をお願いします。なお、病院での診察の結果、インフルエンザでないことが判明し、旅行期間中に全快した場合、学校に登校して担当職員の指示を受けてください。

4 修学旅行中に感染が確認された場合

旅行先で発熱等の症状が出たら、直ちに病院へ搬送し、医師の診察を受けます。

診察の結果、感染が確認された場合、以下のように対応します。

- (1) 宿舎に帰ることができるときは、感染した生徒を直ちに隔離し、静養させます。
この場合、保護者の方に引き取りをお願いすることになります。
- (2) 入院が必要なとき
入院させ、学校長の判断により、適切な対応をいたします。
- (3) 集団感染が確認され、以降の旅行が不可能と判断されたとき
学校長の判断により、適切な対応をいたします。

保護者の方が引き取りにくる場合に備えて、学校として、学校緊急対応費用保険に加入しています。この保険で現地までの保護者交通費、宿泊費などが生徒1人当たり2名まで、最大50万円支払われます。

※医療費用は、旅行保険で対応できません。ただし、状況によって「独立行政法人 日本スポーツ振興センター給付金」が支給される場合があります。

5 修学旅行取り消し料について

業者に支払う予定の金額のうち、旅行取り消しに伴う費用は取り消しを申し出た期日によって、以下のようになっています。

9月15日まで	無料
9月16日から9月28日まで	17,238円
9月29日から10月2日まで	25,858円
10月5日前日	34,477円
10月6日当日	43,097円
旅行開始後および無連絡不参加	全額

その他、別途徴収した費用（自然体験等）について、キャンセル料が発生する場合があります。なお、状況により取り消し料が変更される場合があります。

6 生徒の感染予防の取り組みの徹底

次のことについて確実に実施し、感染予防に努めてください。

- ア 外出後の手洗い、うがいを励行すること。
- イ 十分な休養とバランスの良い食事を心がけること。
- ウ 咳、くしゃみの際には、咳エチケットを励行すること。
- エ 発熱、咳等のインフルエンザ様症状を呈した場合は、医療機関で受診の上、マスクを着用して、周囲の人にうつさないようにすること。